

(設置)

第1条 本市は、市民の教養及び学術並びに文化の向上に資するため、ふじみ野市立福岡河岸記念館(以下「記念館」という。)をふじみ野市福岡三丁目4番2号に設置する。

(管理)

第2条 記念館は、ふじみ野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(業務)

第3条 記念館は、一般に公開するとともに、資料の展示その他記念館の設置目的を達成するために必要な業務を行う。

(職員)

第4条 記念館に、館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、記念館の利用者の遵守事項を定め、及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) その利用が記念館の建物又はその施設を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(2) その利用が記念館内の秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる者のほか、記念館の設置の目的を妨げ、又はそのおそれがあるとき。

(入館料)

第6条 記念館に入館しようとする者は、別表に定めるところにより入館料を納付しなければならない。

(入館料の免除)

第7条 市長は、記念館の入館者が記念館を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するために利用する場合で、必要があると認めるときは、前条に規定する入館料を免除することができる。

(入館料の還付)

第8条 既納の入館料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 入館者は、記念館の建物、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市立福岡河岸記念館条例(平成8年上福岡市条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第6条関係)

区分	入館料(1人につき)	
	個人	団体(20人以上の場合に限る。)
一般・学生	100円	80円
児童・生徒	50円	40円